

# 総合評価落札方式に関する Q&A

(令和5年11月16日更新)

岩 手 県

## 目 次

1	全 般	1
2	様式の記入方法等	1
3	技術提案評価項目A 「施工実績」	3
4	技術提案評価項目A 「工事成績評定」	4
5	技術提案評価項目A 「経営品質の取組」	4
6	技術提案評価項目A 「資格取得の取組 (①技術者資格の取得)」	5
7	技術提案評価項目A 「配置予定技術者の要件」	6
8	技術提案評価項目A 「施工経験」	9
9	技術提案評価項目A 「配置予定技術者の工事成績評定」	10
10	技術提案評価項目A 「配置予定技術者の表彰実績」	10
11	技術提案評価項目A 「配置予定技術者の資格と経験年数」	10
12	技術提案評価項目A 「配置予定技術者の週休2日制の取組実績」	11
13	技術提案評価項目A 「配置予定技術者のICT活用工事の施工実績」	11
14	技術提案評価項目A 「地域内拠点の有無」	11
15	技術提案評価項目A 「災害活動の実績等」 (①災害活動の実績)	12
16	技術提案評価項目A 「災害活動の実績等」 (②災害協定の有無)	13
17	技術提案評価項目A 「雇用対策の実績」	14
18	技術提案評価項目A 「無償奉仕活動の実績」	15
19	技術提案評価項目A 「維持修繕業務等の実績」	18
20	技術提案評価項目A (災害復旧工事用) 「災害応急工事の実績」	19
21	技術提案評価項目B・C	20
22	その他	21

## 1 全般

No	質問事項	回答
1	技術提案評価項目Aの事後審査で、提出した資料で事実の確認ができない場合、取扱いはどのようになるのか？	発注者から入札参加者に申告内容を確認するとともに、必要があれば追加資料の提出を求めるともあります。
2	事後審査において、技術提案評価項目Aの自己評価点が、申請実績より上位の配点となっていた場合、最低点評価の0点となるが、技術提案書作成にあたって、疑問点がある場合に回答してもらえるのか？	記載方法や挙証資料については回答しますが、「評価点が何点になる」等の評価点の決定に関する部分については回答いたしません。
3	ICT活用工事の評価となるものは、「工事技術的難易度評価実施要領のP.21 評価様式選定フロー」により選定されるが、フロー中の「特記仕様書において、ICT活用工事の対象としているか。」は具体的にどのように判断するのか？	(県土整備部所管建設工事の場合) 特記仕様書 第3条施策関係「ICT活用工事」における対象の有無が「有」の場合は、対象としていると判断します。 なお、受注者希望型・発注者指定型のどちらの場合でもICT活用工事の対象となります。
4	落札候補者となり技術提案評価項目Aの確認書類を提出する際、様式第3-1-1号の記載内容を修正したものを再提出してもよいのか？	様式第3-1-1号（-2、3、4、5、6号も同様）は、入札参加申請時に提出されたものに対して事後審査を行うため、記載内容の修正及び再提出は認められません。

## 2 様式の記入方法等

No	質問事項	回答
1	様式第3号の「2 添付様式」で「各評価方式に応じて提出する様式を選択し、提出を要しない様式の表記は削除すること」と記載されているが、申請時に提出が必要ない様式の表示は削除して構わないか？また、その際に通し番号を直す必要はあるのか？	提出の必要がない様式の表記は削除してください。 また、通し番号も修正願います。
2	様式第3-1-1号、様式第3-1-2号で自己評価点を記載する欄を空欄で提出した場合、どのように取り扱うのか？	空欄の場合、0点として取り扱います。
3	様式第3-1-1号、様式第3-1-2号、様式第3-2-1号～様式第3-2-3号、様式第3-3号について、注意書きの※印を削除しても良いか？ (施工体制確認型では、様式②-1-1～3号、様式②-2)	削除しても構いません。 また、左右上下の余白も変更して構いません。
4	様式第3-1-1号、様式第3-1-2号について、各項目に必要な事項を記載すると記載欄によっては幅が狭く、行数が増えて様式の枚数が増えてしまうが、構わないか？	枚数が増えても構いません。 なお、上下左右の余白の変更を認めていますので、記載欄の罫線を移動し幅を広げることで枚数を減らせる場合があります。

No	質問事項	回答
5	様式第3-1-1号、様式第3-1-2号について、記入欄によっては幅が狭く、1行に収まらない場合がある。文字を小さくしても良いか？	文字を小さくしても構いません。 なお、記載欄の上下左右の余白の変更を認めていますので、記載欄の罫線を移動し幅を広げることで1行にできることがあります。
6	様式第3-1-1号の自己評価点欄に評価点は記載したものの、該当する「( ) 欄」に○印を付け忘れたが、最低点再評価(0点)となるのか？	自己評価点が正しい場合は、最低点再評価(0点)とはしません。
7	技術提案評価項目Aの自己評価点が評価点区分に該当しない点数にて記載した場合はどうなるのか？	自己評価点が申請実績より高い場合は、最低点(0点)で評価します。 また、自己評価点が申請実績より小さい評価点の場合は、自己評価点の直近下位の評価点で評価します。
8	特定共同企業体として入札に参加する場合は、様式第3-1-1号又は3-1-2号について、非代表者の分も提出する必要があるのか？	事務処理の手引き(入札参加者用)p21の留意事項に、「特定共同企業体として入札に参加する者の評価は、代表者の実績で評価するものとする。」と示していますので、非代表者の分は提出不要です。
9	令和2年4月1日以降の入札公告の工事で、様式3-1-2号について、誤って旧様式(令和元年度までの様式)で申請した場合の取り扱いはどのようになるのか？	新様式(令和2年4月1日以降適用)は、新たに評価項目が追加となっており、伴って項目ごとの評定点も変更となっています。 旧様式(令和元年度までの様式)と同一の評価項目は評価の対象としますが、新様式で定めている各評価項目の評定点に対して過大申告となっている場合、その項目の評価点は0点となります。 新様式で新たに追加となっている評価項目の評定点は申告無しとみなし、0点となります。
10	令和4年4月1日以降の入札公告の工事で、様式3-1-1号、3号、4号、6号について、誤って旧様式(令和3年度までの様式)で申請した場合の取扱いはどのようになるのか？	旧様式(令和3年度までの様式)と同一の評価項目は評価の対象としますが、新様式で定めている「無償奉仕活動の実績」、「維持修繕業務等の実績」については、申告無しとみなし、0点となります。
11	若手技術者又は女性技術者を現場代理人として配置する候補が複数名おり、申請期限時点で1名に絞ることができない。この場合、1名に絞らなければならないか？ また、複数名認められる場合、申請書はどのように記載すべきか？	1名に絞る必要は無く、配置候補の人数分申請可能です。 なお、複数の配置予定技術者で申請があった場合、事前審査では評価点の合計が最も低い技術者をもって評価しますので注意願います。 申請書(様式第3-1-1~6号)は、「若手技術者又は女性技術者の配置の有無の記載欄」にナンバリングや罫線で分けるなどして配置候補の現場代理人複数名がそれぞれ分かるように記載してください。その際、記載欄の幅や、枚数が増えても構いません。文字を小さくして収めることも可能です。また、開札後審査における性別と年齢を確認できる健康保険証や運転免許証等は、申請した複数名分を提出してください。

No	質問事項	回答
12	若手技術者又は女性技術者に該当しない者を配置予定技術者とした場合、専任補助者の配置は認められるか？	専任補助者は、主任技術者又は監理技術者として若手（申請期限の日において、年齢計算ニ関スル法律に基づく満40歳未満の者）又は女性を登用する場合を除き、配置は認められません。配置が認められていないにもかかわらず専任補助者を配置する申請とした場合、専任補助者の実績により評価を行う項目については最低点による再評価（0点）となります。
13	様式第3-1-1号の配置予定技術者の要件欄に「※複数の技術者を申請する場合は、1人目は本様式の全項目を記載し、2人目以降は本様式の■配置予定技術者、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサのみ記載することとし、他の欄は空欄で構わない。」と記載されているが、2人目以降を記載した様式の「企業の施工能力」「地域精通度等」欄に、1人目の様式に記載した内容と異なる実績を記載した場合の取扱いはどうなるのか？	「企業の施工能力」「地域精通度等」は1人目の様式に記載されているものを申告内容とみなし、2人目以降の当該項目は審査の対象外とします。この場合、様式第3-1-1号右上の通し番号の小さい順に1人目、2人目、・・・と、みなします。 なお、1人目の様式に「企業の施工能力」「地域精通度等」の記載が無い場合、これらの評価項目は申告無しとみなし、0点となります。

### 3 技術提案評価項目A「施工実績」

No	質問事項	回答
1	合併で入札し、個々の工事毎に契約している場合、施工実績はどのように取り扱えば良いか？（CORINS登録も個々の契約毎）	契約は別であるが、合併で入札し施工しているのであれば、合併入札した工事全体の数量で評価する。 ただし、合併で入札したことが確認できる資料（当時の入札条件、施工計画書等）が提出された場合のみ評価します。
2	同種工事の施工実績において、複数の工種が設定され、実績が異なる工事の場合どのように記載すれば良いのか？	複数の工種の実績が同一工事でもよいとされた場合、2つ目以降の工事実績は、様式第3-1-1号から様式3-1-6をコピーして、該当項目の欄のみ記入してください。
3	当初契約工事に引き続き、同一工事現場で後工事を随意契約で行ったが、この場合、2つの工事を合わせた数量を企業の施工実績として良いのか？	2つの工事を合わせた数量が施工実績の評価対象となります。 なお、CORINSの写し等により2つの工事の技術者が同一人であることと、図面等により同一の工事現場であることの証明が必要となります。
4	経常建設共同企業体（JV）として施工した工事の実績は、単体企業として入札に参加する工事の施工実績として評価されるのか？	評価の対象となります。 ただし、その場合の施工実績として認める数量は、JV施工数量に対し代表者又は構成員の出資比率の割合を乗じて得られた数量となります。 代表者又は構成員の施工実績＝JV施工数量×出資比率（%）
5	総合評価における施工実績について、異工種建設工事共同企業体で構成員となった工事の施工実績は認められるのか？	総合評価における施工実績について、異工種建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率にかかわらず、協定書により分担した工事の実績を認めます。

No	質問事項	回答
6	当初契約工事に引き続き、同一工事現場で後工事を随意契約で行った場合、2つの工事を合わせた数量が施工実績の評価対象となるが、様式3-1-1号の「施工実績」の記載欄には、どのように記載すればよいか？	「工事名・CORINS登録・最終請負額・発注者・工期・受注形態等」は、当初契約工事の内容を記入してください。 「工事概要」については、後工事（随意契約）を含んだ数量を記入し、その旨を明示してください。 《「工事概要」部分の記入例》 〇〇工 △△m <sup>2</sup> （関連する随意契約の数量を含む）
7	「施工実績」において、「業務委託」の実績は評価の対象となるか？	「工事」の実績を評価の対象としているため、「業務委託」の実績は評価の対象となりません。

#### 4 技術提案評価項目A「工事成績評定」

No	質問事項	回答
1	建設工事業を事業譲渡の方法により、権利事務関係を承継した場合の企業の施工能力の工事成績評定の取扱いはどのようなになるのか？	事業譲渡された場合の工事成績評定は、下記により算定した評定点のいずれか高い値を採用いたします。 ・権利を承継した業者単体での工事成績評定点 ・権利承継した業者と事業譲渡した業者全体（加重平均）での工事成績評定点
2	県のホームページで公表されている工事成績データに誤りがあった場合はどうすればよいか？	発注者から通知された請負工事施工成績評定通知書を準備のうえ、建設技術振興課に連絡をお願いします。

#### 5 技術提案評価項目A「経営品質の取組」

No	質問事項	回答
1	総合評価落札方式競争入札技術評価基準 別紙1 7 留意事項「経営品質の取組」①に「企業の優良工事の受賞実績は、申請内容を県が保有するデータで確認する」と記載されているが、これは、どのような意味なのか？	様式第3-1-1号から様式第3-1-6号で記入された受賞実績を事後審査時に県が保有する表彰関係書類で確認することを示しています。このため、企業の優良工事受賞実績については、受賞を証明する挙証資料の提出が不要となります。
2	総合評価落札方式競争入札技術評価基準 別紙1 7 留意事項「経営品質の取組」について、①～④の項目のうち2項目以上の実績があれば評価(0.5点)することとされているが、3項目の実績があっても2項目まで記載し、他の実績については記載しなくても良いのか？	自己評価点に変更がないのであれば、記載する必要はありません。
3	新分野進出実績は、前年度ばかりではなく、過去に受賞があれば評価の対象となるのか？	評価の対象となります。
4	優良県営建設工事表彰の受賞実績のデータベースはホームページ等で公表されているのか？	優良県営建設工事表彰の受賞実績のデータベースはホームページ等で公表していません。

No	質問事項	回答
5	特定JVとして「優良県営建設工事表彰」の受賞実績があり、その構成員が単体で入札に参加する場合、特定JVでの受賞実績は評価の対象となるか？	共同企業体の構成員として「優良県営建設工事表彰」の受賞実績がある場合は、出資比率の割合に関係なく、評価の対象として認めます。
6	ISOの認証を東京の本店のみで取得し、盛岡支店では取得していないが、盛岡支店が本店から委任されて入札に参加する場合、本店で認証を取得しているISOの実績は、「経営品質の取組」において評価の対象となるか？	「受注者」が「本店」となる場合、本店の代理人となる「盛岡支店」がISOの認証を受けていなくても、「受注者」となる「本店」がISOの認証を受けているため、評価の対象となります。
7	広域振興局等による優良県営建設工事表彰は、「経営品質の取組」において評価の対象となるか？	評価の対象としている「知事名の表彰」とは異なるため、評価の対象となりません。
8	いわて女性活躍認定企業等の認定は、ステップ1・ステップ2 どちらでも評価の対象となるのか？	どちらも評価の対象となります。 ただし、県営建設工事競争入札参加における資格審査の技術評価点数の加点となるのは、ステップ2のみとなりますのでご注意ください。
9	ISO14001について、工場が取得する認証であるが、グループ、関連会社の関係で取得している場合等、どこまでが評価対象となるか？	受注者における取得実績を評価するものであることから、営業所が本店から委任されて入札に参加する場合、本店若しくは自社工場で取得している場合は、評価の対象となります。契約において受注者とならないグループ会社、親会社、関連会社の工場における取得実績は、評価の対象となりません。

## 6 技術提案評価項目A「資格取得の取組(①技術者資格の取得)」

No	質問事項	回答
1	「資格取得の取組」について、どのような資格が評価の対象となるのか？	総合評価落札方式競争入札技術評価基準 別紙1 7 留意事項【各工事事業共通】の⑥で示す表にある資格が対象となり、発注業種による制限は行っていません。
2	「資格取得の取組」において、資格を所有したものを新たに常時雇用したが、その者が退職してしまった場合、評価の対象となるか？	「資格取得の取組」における「常時雇用」には、申請期限の日現在においても雇用され続けていることを評価します。 申請期限の日現在で退職してしまった者の実績については、評価の対象とはなりません。
3	「資格取得の取組」において、申請期限の日現在で、一級建設機械施工技士の試験に合格したが、「合格証明書」が交付されていない場合、評価の対象となるか？ ※令和3年度～：一級建設機械施工管理技士	「1級建設機械施工技士」の『受検の手引き』では、“「合格証明書」が交付され、「1級建設機械施工技士」の国家資格が得られます。”とされています。 そのため、申請期限の日現在で、「合格証明書」が交付されていない場合、まだ国家資格を得られていないため、評価の対象となりません。
4	「資格取得の取組」において、「新たに資格を取得した職員」が「役員」である場合、「実績あり」として評価の対象となるか？	評価の対象となります。

## 7 技術提案評価項目A「配置予定技術者の要件」

No	質問事項	回答
1	<p>入札参加資格では、入札公告した工事に主任技術者を専任で配置できるとされているが、既に契約している工事が完成するので、その工事に配置していた技術者を入札公告された工事の配置予定技術者とする事は可能なのか？</p>	<p>総合評価落札方式条件付一般競争入札説明書 2 配置予定技術者の(3)で「配置予定技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていない者を原則とすること。ただし、入札公告の対象工事の現場施工に着手する日までに当該技術者が専任で配置されている工事が完成し、引渡し完了の見通しにある場合はこの限りではないこと。」と記載されています。(H24年2月29日「総合評価落札方式条件付一般競争入札説明書」改正に伴う更新)</p>
2	<p>主任技術者及び監理技術者のもとで業務に従事した担当技術者や監理技術者補佐は評価の対象となるか？ また、調査基準価格に満たない価格をもって入札した場合に配置する増員配置技術者の実績は、評価の対象となるか？</p>	<p>担当技術者や監理技術者補佐は評価の対象となりません。 (増員技術者のCORINS登録は「担当技術者」とすることとなっております。)</p>
3	<p>様式第3-1-1、様式第3-1-2号の「■配置予定技術者」の「今回従事役職」について、総合評価申請時には「監理技術者」としていたものを、その後状況が変わるなどして工事実施時に「主任技術者」に変更しても良いのか？</p>	<p>入札公告において監理技術者資格を求めているならば、従事役職を主任技術者に変更することは可能です。</p>
4	<p>平成22年8月改正において、技術評価項目Aの「配置予定技術者の要件」の配点を増やしたのは、どういう意図なのか？技術者を多くかかえる大企業が有利になるのではないのか？</p>	<p>配置技術者の技術力によって、工事の良し悪しが決まることもあるので、配点を増やしたものです。また、二級相当資格者の実績も認めることとしており、中小規模の企業でも得点が得やすくなるよう配慮しています。</p>
5	<p>様式第3-1-1号、様式第3-1-2号において、「■配置予定技術者」の評価項目の「従事役職」(主任技術者・監理技術者・現場代理人)に○印を付けることになっているが、例えば主任技術者が現場代理人を兼ねていた場合は主任技術者だけに○印を付けることで良いのか、それとも主任技術者・現場代理人の両方に○印を付けるのか？</p>	<p>主任技術者・現場代理人の両方に○印を付けてください。 なお、現場代理人に○印がなく、主任技術者のみに○印を付けた場合でも評価の対象となります。</p>
6	<p>様式第3-1-1号、様式第3-1-2号において、「■配置予定技術者」の「今回の発注業種に応じた資格・免許等」の記入欄が2つの資格だけしか書けない。例えば、1級資格と監理者資格を持っている技術者は両資格の他に監理技術者講習終了証の記載が必要と思うが、3つのうち、どれを記入すれば良いのか？</p>	<p>1級資格と監理者資格の名称、取得(交付)年月日、番号を記載してください。監理技術者講習終了証の記載は不要です。</p>



No	質問事項	回答
7	<p>「配置予定技術者の要件」の評価項目の評価点に該当する実績が無い（0点）場合、何も記載しなくても良いのか？</p>	<p>「配置予定技術者」について、各評価項目に該当する実績が無い場合でも、当該工事での配置予定技術者について様式第3-1-1号から様式第3-1-6号の「技術者氏名」、「生年月日」、「今回従事役職」、「今回の発注業種に応じた資格・免許等」記載欄に必要事項を記載してください。</p>
8	<p>経常共同企業体で入札に参加する場合、代表者ではなく構成員の会社に属する技術者を配置予定技術者とした場合、評価の対象となるのか？</p>	<p>総合評価落札方式競争入札技術評価基準 別紙1 7 留意事項【各工共用共通】の④に記載されているとおり、配置予定技術者については代表者の実績を評価しますので、構成員の会社に属する技術者を配置予定技術者とした場合、評価の対象となりません。</p>
9	<p>複数の技術者を配置予定技術者として申請し、落札候補者となり事後審査を受ける場合、技術提案評価項目Aの確認書類は、どの技術者の書類を提出すればよいのか？</p>	<p>技術提案評価項目Aの確認書類は、配置予定技術者として申請した全ての技術者の確認書類を提出して下さい。複数の配置予定技術者で申請があった場合、事前審査では評価点の合計が最も低い技術者をもって評価しますが、事後審査において一部の配置予定技術者の確認書類しか提出されなかった場合、その者の評価点によって個々の項目を減点方式で審査することとなるため、不利な評価となる場合があります。</p>
10	<p>「配置予定技術者の施工経験、工事成績評定及び表彰実績として申請できるのは、その者が主任（監理）技術者又は現場代理人として工事の着手から完成までの全期間従事した工事に限る。」とされている。 工期の始めから降雪量増大で工事不可能であったため、工期の始め（1月）から3月までの間、中断（中止）期間があり、その期間の間に、現場代理人兼主任技術者（社員A）は監理技術者に、担当技術者（社員B）は現場代理人に変更し、工事中止解除後の4月から工事に着手し、社員Aと社員Bは工期末（10月）まで従事した。 社員Aと社員Bは、工事中断（中止）期間（1～3月）を除く「主たる工事期間」（4月～10月）に、それぞれ「監理技術者」「現場代理人」として従事したので、“工事の着手から完成までの全期間従事した”扱いとして施工経験等で評価されるか？</p>	<p>「工事の着手から完成までの全期間」は、『監理技術者制度運用マニュアル』に記載されている「監理技術者等の専任期間」と考えるのが妥当であり、専任しなければならない期間に従事した者は、評価の対象となります。 「工事中止期間」は、専任を要しない期間に該当するため、「工事の着手から完成までの全期間」の対象外です。なお、事後審査において、「監理技術者等の専任を要する期間」に従事したことが確認できる資料を提出してください。（例えば、工事中止通知書と工事中止解除通知書の写し等） なお、判断に迷う事案については、建設技術振興課へご確認くださいませようお願いします。 ※「監理技術者等の専任期間」については、『監理技術者制度運用マニュアル』の「三 監理技術者等の工事現場における専任」→「（2）監理技術者等の専任期間」を参照してください。</p>

No	質問事項	回答
11	<p>「配置予定技術者の施工経験、工事成績評定及び表彰実績として申請できるのは、その者が主任（監理）技術者又は現場代理人として工事の着手から完成までの全期間従事した工事に限る。」とされている。</p> <p>受注者の責によらない理由により技術者等が、途中交代した場合についてはどのように評価されるのか？</p>	<p>「監理技術者運用マニュアル」において、監理技術者等の途中交代にあたっては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか受注者の責によらない理由により工期が延長された場合等に認めています。</p> <p>よって、監理技術者等が途中交代した場合は、工期の2分の1を超える期間（工事を全面的に中止している期間は除く）に従事している場合は評価対象とします。</p> <p>なお、現場代理人についても、工期の2分の1を超える期間（工事を全面的に中止している期間は除く）に従事している場合は評価対象とします。</p>
12	<p>当初、現場代理人と監理技術者をAさんが兼任していた。</p> <p>途中で現場代理人としてBさんを増員し、監理技術者のAさん、現場代理人のBさんの2名体制とした。</p> <p>途中で増員したBさんが、現場代理人として全期間の2分の1を超える期間従事した場合、評価の対象となるか？</p>	<p>現場代理人として全期間の2分の1を超える期間従事した場合、評価の対象となります。</p>
13	<p>監理技術者が急死した。</p> <p>代わりに配置する監理技術者は、総合評価における「配置予定技術者の要件」において申請した監理技術者と同等である必要があるか？</p>	<p>同等以上の監理技術者を配置できなくても、施工成績の減点等の罰則があるものではありませんが、新たに配置する監理技術者は、出来る限り同等の技術者を配置してください。</p>
14	<p>配置予定技術者が申請期限以前に所属していた別の会社での実績は、評価の対象となるか？</p>	<p>以前所属していた別の会社での実績が評価基準を満たしており、その事実が証明できる審査資料を正しく提出いただければ評価の対象となります。また、申請期限時点で現在所属している会社との雇用関係を証明できる書類も併せて提出してください。</p>
15	<p>継続教育（CPD）の取組状況について、複数の団体が発行した証明資料による単位を合計して評価できるか？</p>	<p>複数の団体が発行した証明資料による単位を合計して評価することはできません。</p>
16	<p>継続教育（CPD）の取組状況について、入札の業種と関係のない別業種の単位を持っている場合、評価の対象となるのか？</p> <p>（例：土木工事の入札の際に、管工事に係る証明書を提出しても対象となるのか？）</p>	<p>入札の業種と関係のない別業種の単位も、評価の対象となります。</p>

No	質問事項	回答
17	<p>継続教育（CPD）の取組状況について、複数年の期間で発行された証明書の場合、そのうちの任意の1年間における推奨単位数を満たしていれば評価の対象となるか？</p> <p>（例：全国土木施工管理技士会連合会が発行する2年間の証明書で、任意の1年間で20ユニット取得している場合、0.2点となるか？）</p>	<p>証明期間に応じた推奨単位数（又は1/2に相当する数）が必要となるため、評価の対象になりません。</p> <p>例：証明期間が2年間の証明書であれば、40ユニット/2年の取得実績がある場合は、0.2点（20ユニット/2年の場合は0.1点）の評価となります。</p>
18	<p>CORINS 登録が無い民間工事での配置予定技術者の施工経験の挙証資料として、発注者の任意証明は認められるか？</p>	<p>企業の倒産等の特別な事情がある場合を除き、任意で作成される発注者の証明書は認められません。当該工事への主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人であることを証明する資料としては、契約書の写しに加えて、施工体制台帳（作成の場合）及び当該工事契約の履行に際して発注者へ通知した書面の写しを提出してください。</p>

## 8 技術提案評価項目A「施工経験」

No	質問事項	回答
1	<p>配置予定技術者の施工経験の証明はCORINSに数量が記載されていないければ契約書等の写しとなるが、以前勤めていた企業が倒産し契約書等が紛失した場合、どのような方法で証明すれば良いのか？</p>	<p>総合評価落札方式の評価では、企業が保有する資料で証明することを原則としていますが、企業の倒産等の特別な事情がある場合は、特例として発注者の証明書等（客観性を持って必要条件を確認できるものに限る）によるものを認めます。</p>
2	<p>当初契約工事に引き続き、同一工事現場で後工事を随意契約で行ったが、この場合、2つの工事を合わせた数量を配置予定技術者の施工経験として良いのか？</p>	<p>2つの工事を合わせた数量が施工経験の評価対象となります。</p> <p>なお、CORINSの写し等により2つの工事の技術者が同一人であることと、図面等により同一の工事現場であることの証明が必要となります。</p>
3	<p>技術提案評価項目Aにおける配置予定技術者の施工経験等で、工期よりも早く完成した工事の場合、従事期間が工期と一致しないこととなるが、どのように扱うのか？</p>	<p>CORINSにおいて、技術者の途中交代がないことが確認できるので、通常はこれにより判定可能と考えています。</p>
4	<p>特定共同企業体としての施工実績について、企業としての評価は出資比率の条件があるが、配置予定技術者の施工経験には条件があるのか？</p>	<p>配置予定技術者の施工経験に出資比率割合の条件はありません。</p>
5	<p>現場代理人として施工した工事の施工経験は、今回工事の配置予定技術者として必要な資格を有していた場合に限定しているが、工事の途中で必要な資格を取得した場合は施工経験として認められるか？</p>	<p>現場代理人が資格を取得してから、工期の2分の1を超える期間（工事を全面的に中止している期間は除く）従事している場合は評価対象とします。</p>

## 9 技術提案評価項目A「配置予定技術者の工事成績評定」

No	質問事項	回答
1	配置予定技術者の工事成績評定点について、工事成績評定通知書の写しで証明することとされているが、工事成績評定通知書を会社の倒産等の理由により紛失した場合、どのような方法で証明すれば良いのか？	会社の倒産等、止むを得ず紛失した場合は、発注機関から証明を受けてください。 ※発注機関からの証明様式については、建設技術振興課のホームページに掲載しています。
2	配置予定技術者の工事成績評定点について、工事成績評定通知書の紛失や、会社の倒産等の理由により証明できない場合、工事成績評定通知書を再発行してもらえるのか？	再発行ではなく、成績評定証明申請書を提出していただき、県が保有するデータを確認し証明する方法となります。 前の会社の工事成績評定証明を申請する場合は、現在所属している会社名ではなく技術者個人名で申請してください。 様式等は建設技術振興課のホームページをご覧ください。

## 10 技術提案評価項目A「配置予定技術者の表彰実績」

No	質問事項	回答
1	様式第3-1-1号の「安全施工推進大会優良企業（現場代理人）表彰」記載欄に記載すべきところを、誤って「優秀施工者岩手県知事表彰」の欄に記載した場合、評価の対象となるか？（表彰状の写しから配置予定技術者が「安全施工推進大会優良企業（現場代理人）表彰」を受賞していることは確認できる）	記載欄を間違った場合は、提案内容の誤りと判断し、評価の対象となりません。

## 11 技術提案評価項目A「配置予定技術者の資格と経験年数」

No	質問事項	回答
1	業種が「通信設備」の場合、一級相当資格として認める国家資格等が、「電気通信工事業に関して建設業法第15条第2号ロに該当する者」であることを証明するためには、どのような書類を提出すればよいか？	次の書類を提出してください。 ①実務経験証明書 電気通信工事業に係る建設工事に関し、10年以上の実務経験を有することの証明。 ②指導監督的実務経験証明書 電気通信工事業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し、2年以上指導監督的な実務の経験を有することの証明。
2	通信設備の一級相当資格として建設業法第15条第2号ハの規定に基づき認定を受け、現在有効な監理技術者資格者証により資格を有していることは証明できる一方で、資格者証以外に挙証資料が無い場合、取得後5年以上であることを証明するためには、どのような書類を提出すればよいか？	監理技術者資格者証の有効期限が5年間であることから、取得後5年以上の挙証資料として前回交付を受けた資格者証（有効期限切れ）の写しを提出してください。

## 12 技術提案評価項目A「配置予定技術者の週休2日制の取組実績」

No	質問事項	回答
1	林野庁において、4週6休以上についても実績証明書を発行することとしたが、評価の対象となるか？	発注者から実績が確認できる証明書の発行があった場合は、4週6休以上についても評価の対象となります。
2	国土交通省から発行された証明書記載の有効期限が切れている場合、挙証資料として認められるか？	国から発行された証明書の有効期限が切れている場合であっても、対象期間内に引渡し完了した工事であることが確認できる場合は、評価の対象となります。
3	週休2日工事の証明書を発行された工事において、専任補助者や監理技術者補佐として従事した施工実績は、評価の対象となるか？	評価の対象となるのは主任技術者又は監理技術者として施工した工事のみであるため、評価の対象となりません。

## 13 技術提案評価項目A「配置予定技術者のICT活用工事の施工実績」

No	質問事項	回答
1	ICT活用工事の証明書を発行された工事において、専任補助者や監理技術者補佐として従事した施工実績は、評価の対象となるか？	評価の対象となるのは主任技術者又は監理技術者として施工した工事のみであるため、評価の対象となりません。

## 14 技術提案評価項目A「地域内拠点の有無」

No	質問事項	回答
1	A社とB社が合併した場合、「地域内拠点の有無」は、どのように評価されるか？	合併当事会社のA社とB社の本社の位置の両方が評価の対象となります。 但し、適用期間及び適用業種がありますので、申請時にはご確認ください。

15 技術提案評価項目A「災害活動の実績等」(①災害活動の実績)

No	質問事項	回答
1	市町村が管理する道路や河川での災害活動の実績も評価の対象となるのか？	工事箇所の振興局等管内での災害活動であれば、評価の対象となります。
2	倒壊した住宅の被災者救援や川で溺れた人を助けたなど民間支援も災害活動の実績に該当するのか？	評価の対象となりません。公共性の高いものとして、工事箇所の振興局等管内における行政等が管理する施設での活動に限定しています。 なお、行政等が管理する施設は、無償奉仕活動の実績のうち、清掃活動対象施設と同じです。 このほか、災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された災害活動（訓練・応急工事は除く）の実績についても評価の対象となります。
3	災害活動の実績として河川への油流出への対応も評価の対象となるのか？	河川への油流出は事故であり、災害活動の実績としては評価の対象となりません。
4	災害活動の実績は、活動時の担当区域が申請期限の日現在の担当区域と違う場合でも評価してもらえるのか？	評価の対象となります。 災害活動の実績は、協定締結がなくても評価の対象となります。 ただし、家畜伝染病における緊急対策業務については、関連する協定に基づき実施した実績に限りします。
5	災害活動実施申告書の様式は、昨年度までの活動で、既に証明を受けている場合、改めて証明を受ける必要はあるのか？	評価の対象となる実施期間、実施内容であれば、旧様式の証明でも評価の対象となります。
6	災害活動の実績は、従来、様式第3-10号（災害活動実施申告書）で証明していたが、平成22年度の改正で様式が様式第3-9号に変更されているが、改めて取り直す必要があるのか？	平成22年8月1日以降は、新様式である様式第3-9号で証明を受けてください。 なお、当該様式の変更は、改正により不要となった様式があったため、それ以降の様式番号が繰り上がったことによる変更のみであり、書式等の変更はありません。
7	「災害協定に基づく災害対応訓練」は、総合評価における「災害活動の実績」として認められるか？	総合評価の「災害活動の実績」では、災害時に行った活動を対象としているため、「災害協定に基づく災害対応訓練」は、「災害活動の実績」としては認められません。
8	災害時に、「パトロール班」が災害協定に基づくパトロールを実施した。 担当区域のパトロール後、「パトロール班」とは別の「応急班」が、「パトロール班」が発見した危険箇所にバリケードを設置した。 このような場合、「災害活動実績」は、「パトロール」1件、「応急対応」1件の計2件の実績として認められるか？	一連の活動とみなせるので、「災害活動実績」は1件となります。
9	様式第7号（災害緊急時活動実施報告書）で取得しているが、様式第3-9号（災害活動実施申告書）で改めて取り直す必要があるのか？	様式第7号は工事入札参加資格に伴う災害活動実績報告様式であり、指定された様式ではないため0点となります。取り直しをしてください。

No	質問事項	回答
10	災害活動の実績として認められるのはどのような活動か？	<p>災害活動の実績として認められるのは、以下の①及び②に該当する災害活動です。</p> <p>① 災害発生時における応急対応の実績（契約に基づく対価の支払いを受けていないもの。）  （例）自主的な巡回パトロールや通行規制支援など</p> <p>② 災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された災害活動（訓練・応急工事は除く）の実績（契約に基づく対価の支払いを受けているもの。）  （例）・巡回パトロールや通行規制支援  ・業務委託等で発注されたもので、啓開作業、排水処理、通行規制などの出来高管理が必要ないもの。</p>
11	「家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定」に基づき実施した業務は災害活動の実績として認められるか？	<p>「災害協定等の発注者からの要請に基づき、業務委託等として発注された災害活動」と同等の活動とみなし、評価の対象となります。（ただし、訓練は除く）</p> <p>なお、実績証明にあたっては、県等からの要請書及び契約書の写しを挙証資料としてください。</p>

#### 16 技術提案評価項目A「災害活動の実績等」(②災害協定の有無)

No	質問事項	回答
1	振興局等と協会支部が独自に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しているものもあるが、これについては、評価の対象となるのか？	岩手県との締結であることから、評価の対象となります。
2	「災害時における応急対策業務に関する協定」締結は、工事箇所の管内でなければ評価されないのか？	協定締結は、県全域で評価の対象となります。 なお、災害活動は振興局等管内であることが評価の対象となります。
3	「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結実績の挙証資料として、2種類の証明書が記載されているが、両方提出する必要はあるのか？	いずれかの挙証資料を提出してください。
4	「災害時における応急対策業務に関する協定」が平成18年度の協定書でも良いのか？	申請期限の日現在、有効な証明書（協定の更新等があれば最新の証明書）であれば評価の対象となります。
5	総合評価落札方式競争入札技術評価基準 別紙1 7 留意事項〔災害活動の実績等〕④に記載されている「緊急連絡系統図等」とは、どのようなものか？	災害発生時にパトロールする区域や路線と担当する建設会社名、連絡先が記載されている一覧表のことで、年度当初に振興局等の土木部等に建設業協会の支部が提出しているものです。
6	岩手県と企業の2者で締結した災害協定は、評価の対象となるか？	評価の対象となりません。
7	岩手県と協会が締結している「基幹的農業水利施設の突発事故発生時における緊急補修工事に関する協定」は、評価の対象となるか？	突発事故に起因する施設災害に備えた協定であり、災害協定に類するものとして評価の対象となります。 但し、当該協定に基づく緊急補修工事の実績は応急工事に当たることから「①災害活動の実績」の評価の対象とはなりません。
8	岩手県と各市町村が甲、協会が乙として締結している「災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定」は、評価の対象となるか。	岩手県と甲乙関係にある者が協会のみであることが協定書から確認できる場合は、評価の対象となります。

17 技術提案評価項目A「雇用対策の実績」

No	質問事項	回答
1	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用が義務付けられている企業とは、どのような企業か？	厚生労働省が示す法定雇用率に応じて障がい者の雇用義務が発生する企業は変わるため、詳細は厚生労働省のホームページ等で確認してください。 なお、対象企業は毎年6月1日現在の障がい者の雇用に関する状況をハローワーク（公共職業安定所）に報告する義務があるため、確認資料を提出する際には「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。
2	卒業時は県内居住であったが、その後就職（雇用）のため、県外に転居した場合並びに県内居住者を雇用し、その後、施工現場の都合から県外に転居した場合は評価されるのか？	いずれの場合も評価対象となりません。 申請期限の日現在、県内居住していなければ評価対象となりません。
3	代表取締役及び会社役員は、技術評価項目Aの雇用対策の実績の正規社員に該当するのか？	代表取締役及び会社役員は正規社員とはならないため、雇用実績にはなりません。 なお、代表取締役及び会社役員とは、履歴事項全部証明書（いわゆる登記簿謄本）における「役員に関する事項」に記載された者です。
4	平成25年4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げなり、雇用しなければならぬ事業主の範囲が変わったが、「雇用対策の実績」の証明書類の提出はどのようにしたら良いか？	平成25年4月1日から雇用が義務付けられた事業主は、申請期限の日が平成25年6月30日までの案件について、従来どおり障がい者の常時雇用を証明する書類（障害者手帳等及び雇用を証明する書類）を提出してください。 なお、申請期限の日が平成25年7月1日以降の案件については、「障害者雇用状況報告書」の写しを証明書類として提出してください。 ここで、申請期限の日とは、「総合評価技術提案書提出の日」のことです。
5	住民票を県外に置いたまま、県内にアパートを借りて仕事をしている社員の県内居住の証明は、アパートの家主との借家契約書があれば、県内居住者として評価の対象となるか？	指定した証明書類（住民票又は運転免許証）以外は、評価の対象となりません。
6	正社員として新たに常時雇用したが、その者が退職してしまった場合、評価の対象となるか？	「常時雇用」には、申請期限の日現在においても雇用され続けていることを評価します。 申請期限の日現在で退職してしまった者の実績については、評価の対象とはなりません。
7	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障がい者の雇用が義務付けられていない業者の場合、障がい者の常時雇用を証明する書類は、障害者手帳等及び雇用を証明する書類により証明することとしているが、雇用を証明する書類とは具体的にどのような書類か？	以下のいずれかの書類で証明してください。 ①健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し ②貸金台帳及び出勤簿（申請期限の日の属する月の前月の資料とする。）の写し
8	障がい者の雇用の実績を申請する場合、様式第3-1-1号の当該項目A欄内の「建設業従事職員数」は「障害者雇用状況報告書」のどの部分を記載すればよいか？	「(イ) (ハ) 常用雇用労働者の数」又は「(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」のいずれかの人数を記載してください。



No	質問事項	回答
9	「障害者雇用状況報告書」で除外率の異なる複数の事業所の合計値でハローワークに報告している場合、様式第3-1-1号の当該欄の記載はどうすればよいのか？	除外率が異なる事業所の合計値で報告している場合は、除外率の欄は空欄で構いません。

## 18 技術提案評価項目A「無償奉仕活動の実績」

No	質問事項	回答
1	無償奉仕活動実績証明書の証明する年月日の記載が無い場合、評価されるのか？	証明する年月日は、無償奉仕活動実績証明書として定めている必要な記載項目であり、記載漏れがある場合、活動内容の証明書とならないことから、評価の対象となりません。
2	会社に消防団員がいるが、無償奉仕活動の評価対象となるのか？	評価の対象となりません。
3	会社組織で献血に協力している。無償奉仕活動の評価対象となるのか？	評価対象は、①道路、河川、海岸、ダム、公園、水路、ため池の清掃活動、②国、地方自治体、土地改良区が主催する行事への支援、③就業体験学習の支援、④高等学校及び専門学校の実習授業への講師派遣、⑤建設業に関する啓発活動としており、献血は評価の対象となりません。
4	インターンシップの場合、第三者の証明は誰からもらうのか？また、県内の学生に限るのか？	学校長からの証明となります。県内、県外は問いません。
5	インターンシップの場合、学校、会社のどちらの所在地で評価するのか？	インターンシップを受け入れる会社の活動実績とし、受け入れた本社、工事現場等の所在地で評価します。なお、複数の受け入れ先での活動実績は、最も長い期間活動した場所が評価の対象となります。
6	無償奉仕活動で「工事契約における活動は除く」とされているが、どのような活動が「工事契約における活動」とされるのか？	「工事契約における活動」とは、工事現場周辺のゴミ拾いや美化活動、現場見学会等、工事成績評定で評価される活動を指します。
7	会社が保有するバスを学校のイベント（スポーツ大会等の生徒の輸送等）に貸し出す場合は、無償奉仕活動の評価対象となるのか？	評価対象の活動に該当しないことから、評価の対象となりません。
8	農業用水路や排水路の泥上げは、無償奉仕活動の評価対象となるのか？	市町村、土地改良区、水利組合が管理する用排水路は、公共施設であること、泥上げは清掃活動とみなせることから評価の対象となります。
9	無償奉仕活動として評価の対象となる活動のうち、「建設業に関する啓発活動」は小中学校のみが対象となるのか？高等学校で啓発活動を行った場合、評価の対象となるのか？	「啓発活動」では「建設業体験支援」の実施を想定しており、平成20年度の試行結果では、「小中学校」で実施されていたことから、対象を「小中学校」としていますので、高等学校は評価の対象となりません。
10	小中学校のグラウンド整備は無償奉仕活動の評価の対象となるのか？	評価の対象となりません。
11	水路の清掃を行ったが、行事の主催者と施設管理者が違う場合の証明の方法はどのようにすれば良いのか？	行事の主催者が国、地方自治体（農林水産省、国土交通省関連）、土地改良区の場合は、これら主催者の証明を受けてください。その他の場合は、水路の施設管理者の証明を受けてください。

No	質問事項	回答
12	地域貢献活動実績証明書の様式が変わったが、改めて証明を受ける必要があるのか？	旧様式である様式第3-8-1号「地域貢献活動実績証明書（無償奉仕活動）」の証明でも評価の対象となりますので、改めて取り直す必要はありませんが、今後は新様式である様式第3-8-1号「無償奉仕活動実績証明書」で証明を受けてください。
13	建設業協会で開催する「ふれあい事業」の証明はどのように記載すれば良いのか？	証明書の活動者欄に参加した企業と参加人数が分かるように列記して証明を受けてください。 また、既に支部長が学校長から証明を受けている分については、支部長が参加企業を証明してください。 なお、挙証資料として両方の証明書の写しを提出願います。
14	プランターを道路に設置した場合、無償奉仕活動の評価の対象となるか？	自らプランターを設置した場合、評価の対象となりません。（花壇整備とはみなしません） なお、既に設置されているプランターに植栽した場合は、プランターの所有者が道路管理者の場合に限り、評価対象となります。
15	ボランティア活動として、全社員が同一日に3班に分かれ道路清掃を行い、国・県・市それぞれの施設管理者から証明書を貰った場合、3回としてカウントされるのか？	3班に分かれていても1つのイベントとして活動したのであれば、1回として評価します。
16	道路の除雪や氷割りは、無償奉仕活動の評価の対象となるのか？	評価の対象となりません。
17	市教育委員会が開催する行事（市の管理している河川敷の清掃活動）は、無償奉仕活動の評価対象となるのか？	評価対象となる市町村の行事は農林水産省・国土交通省関連の部署が開催するものとしていますので、文部科学省関連の教育委員会が開催する行事は、評価の対象となりません。 しかし、河川の清掃は、公共施設の清掃活動として評価の対象となりますので、施設管理者から証明書を受けてください。
18	（公財）岩手県下水道公社主催の「下水道フェスタ」に協力したが、無償奉仕活動の評価対象となるのか？	地方自治体に準ずる組織（国土交通省関連）が開催する行事であることから、評価の対象となります。
19	地域の安全マップを作成し小学校に寄贈したが、建設業に関する啓発活動として、無償奉仕活動の評価対象となるのか？	建設業に関する啓発活動については、建設機械への体験乗車等、直接的に啓発する活動を対象としていますので、評価の対象となりません。
20	港湾・漁港施設での清掃活動を行ったが、無償奉仕活動の評価対象となるのか？	港湾・漁港施設は海岸として見なせることから、評価の対象となります。また、臨港道路も港湾・漁港施設と見なせることから評価の対象となります。
21	フェンス等の修繕は、無償奉仕活動の評価対象となるのか？	修繕活動は評価の対象となりません。
22	学校の校庭に植えられている桜の木を高所作業車で剪定した場合、無償奉仕活動の評価対象となるのか？	清掃活動の対象には学校が入っていないので、評価の対象となりません。

No	質問事項	回答
23	街路樹の剪定は無償奉仕活動の評価対象となるのか？	街路樹の剪定は、草刈、花壇整備と見なせることから、評価の対象となります。
24	無償奉仕活動の実績として、別々の管理者の施設の清掃活動を同一日に午前と午後に分けて行ったが、その場合2回として評価対象となるのか？	管理者が別々であっても会社としての同一イベントであれば、1回として評価します。
25	無償奉仕活動のうち、清掃活動で評価の対象となる施設が、「道路」「河川」「海岸」「ダム」「公園」「水路」「ため池」と限定されたが、この「道路」には、「私道」が含まれるか？ また、対象施設に「水路」「ため池」とあるが、個人が所有する「水路」「ため池」も含まれるか？	対象施設は、「道路」「河川」「海岸」「ダム」「公園」「水路」「ため池」と限定しており、公共性がある施設を対象としています。このことから、国、県、市町村及び土地改良区が所有（管理）している施設が対象となり、個人が所有（管理）している施設は対象となりません。
26	大学に講師として社員を派遣した場合は評価の対象となるのか？	実習授業への講師派遣の対象は、高校、専門学校であり評価の対象となりません。
27	施設管理者が複数いる場合、証明はどのようにすれば良いのか？	活動箇所の施設管理者が複数いる場合、いずれかの施設管理者から証明を受けてください。
28	インターンシップを受け入れたが、市町村から「1日当たり4000円の補助金」の交付を受けた。市町村からの補助金を受け取った場合、インターンシップの受け入れは、無償奉仕活動の実績として認められるか？	市町村からの補助金が、インターンシップ受け入れに係る費用の一部を援助するものであり、インターンシップ受け入れに対する対価が支払われたものでない場合、無償奉仕活動の実績として認められます。
29	インターンシップを受け入れたが、学校長からの証明を断られた場合、証明は誰からもらうのか？	学校長以外の者が証明することは難しいため、以下資料の提出により証明者の代替えとします。 ・様式第3-8-1号の、証明者以降は空白とする。 ・証明に係る添付資料として、インターンシップ・プログラム覚書（会社名、大学名、学生の名前）、活動状況がわかる資料（写真及び日にち、活動場所が分かるもの）
30	インターンシップで外国人を受け入れたが、無償奉仕活動の実績として認められるか？	無償奉仕活動の実績として認められます。 外国人の場合、様式第3-8-1号の証明を学校長にしてもらうのは困難であると考えられるため、インターンシップの主催者から証明してもらうこととし、併せて以下の資料を添付すること。 ・証明に係る添付資料として、参加者名簿及び活動状況がわかる資料（写真及び日にち、活動場所が分かるもの。）
31	警察が実施している交通安全週間の取組で、ライト早め点灯等の呼びかけ運動に参加したのだが、無償奉仕活動の実績として認められるか？	評価対象の活動に該当しないことから、評価の対象となりません。
32	市町村の要請に基づき、学校や個人宅の除雪作業を実施した場合、無償奉仕活動の評価の対象となるか？	評価の対象となりません。
33	処理場、下水道敷地における清掃作業等は、無償奉仕活動の評価の対象となるか？	対象施設は、「道路」「河川」「海岸」「ダム」「公園」「水路」「ため池」と限定しており、評価の対象となりません。なお、作業範囲に上記対象施設が含まれる場合は、施設管理者からの証明書があれば、評価の対象となります。

19 技術提案評価項目A「維持修繕業務等の実績」

No	質問事項	回答
1	「維持修繕業務等の実績」において、「業務委託」の実績ではなく、例えば“道路維持修繕工事”などの「維持修繕工事」の実績は、評価の対象となるのか？	「工事」の実績は、評価の対象となりません。ただし、岩手県が管理する建築物の「緊急修繕工事」の実績については、評価の対象となります。
2	建築物の緊急修繕工事の実績の証明を依頼する際に、緊急修繕工事を実施した当時の指定管理者と現在の指定管理者が異なっている場合、「(様式3-8-2号)緊急修繕工事实績証明書」の証明は、どこへ依頼すればよいか？	当時の指定管理者へ依頼することを基本とします。しかし、倒産等により当時の指定管理者による実績証明が困難な場合は、岩手県のホームページ(総務部 管財課 管理担当)で公開している「指定管理者制度導入施設一覧」に記載されている岩手県の「担当課」に、緊急修繕工事を実施したことを確認できる資料を持参して、証明を依頼してください。 (参考)「指定管理者制度導入施設一覧」が掲載されているホームページ ( <a href="https://www.pref.iwate.jp/kensei/kanzai/1011335/1011336.html">https://www.pref.iwate.jp/kensei/kanzai/1011335/1011336.html</a> )
3	「維持修繕業務等の実績」において、市町村へ管理委託されている岩手県の公共施設における実績の取扱いはどのようになるのか？(例えば、農業用ダム等)	管理委託先の機関を指定管理者と同等とみなし、評価の対象とします。 「(様式3-8-2号)緊急修繕工事实績証明書」の実績証明は、管理委託先の機関に依頼してください。
4	交通信号機の保守点検業務の実績は、「維持修繕業務等の実績」として評価の対象となるか？	岩手県が発注した業務であり、維持修繕作業(ランプの交換等)を含む業務内容であれば、道路の維持修繕業務とみなし、評価の対象とします。
5	下水処理場の構内除雪業務は、「維持修繕業務等の実績」として評価の対象となるか？	除排雪業務の評価の対象施設は、「道路、港湾、空港、漁港」のため、下水処理場の構内除排雪業務の実績は評価の対象となりません。 なお、ここでの道路は道路法第3条に示す道路(いわゆる公道)であり、これに該当しない県管理施設の敷地内道路や通路、駐車場等は評価の対象となりません。
6	ダム設備保守管理業務委託は、設備の点検のほか、設備の機能保持のため、清掃・給油・消耗部品の交換等を行い、点検の結果「不良」と判断された箇所は、保全整備を行う業務内容であるが、「維持修繕業務の実績」として評価の対象となるか？	「点検のみの業務の実績」には該当しないため、評価の対象となります。
7	地域貢献活動実績証明書(緊急修繕工事)の様式が変わったが、改めて証明を受ける必要があるのか？	旧様式である様式第3-8-2号「地域貢献活動実績証明書(緊急修繕工事)」の証明でも評価の対象となりますので、改めて取り直す必要はありませんが、今後は新様式である様式第3-8-2号「緊急修繕工事实績証明書」で証明を受けてください

No	質問事項	回答
8	道路の除排雪業務において、県管理道路と市管理道路を交換している区間がある。市が発注した県管理道路の除排雪業務を受注した場合は、評価の対象となるか？	県が管理する公共施設（県管理道路）の維持修繕業務等の実績であるため、評価の対象となります。
9	振興局土木部等で発注する道路パトロール業務の実績は評価の対象となるか？	県管理道路の道路パトロール業務の業務内容は、道路の状況把握を主とする各種パトロールであり、道路の軽維持作業についても定常的に行うものではないため、点検のみの業務に類するものとみなし、評価の対象とはなりません。

## 20 技術提案評価項目A（災害復旧工事用）「災害応急工事の実績」

No	質問事項	回答
1	災害応急工事には、維持修繕業務委託で実施した応急工事も含むのか？	維持修繕業務委託で実施した応急工事は評価の対象とはなりません。
2	市町村で証明した災害応急工事の実績証明書のみを提出した場合、災害応急工事の実績として評価されるのか？	工事名等から当該災害の応急工事であることが確認できる場合は、工事名等の確認できるCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、施工場所、契約金額、工期、発注者、請負者印が確認できる部分））の写しの提出で評価しています。 ただし、工事名等から当該災害の応急工事であることが確認出来ない場合は、上記資料の他に当該災害の応急工事であることが確認できる資料又は様式第3-10号災害応急工事实績証明書の提出を求めていることから、市町村の災害応急工事の実績証明書のみ提出があった場合は、証明資料の不足となり評価の対象となりません。
3	東日本大震災津波に伴うがれき等の撤去業務委託（工事）は、災害応急工事の評価対象となるのか？	災害応急工事として評価の対象となります。 ただし、維持修繕業務委託で実施したがれき撤去は評価の対象となりません。 なお、港湾区域と漁港区域を除く岩手県沿岸海域の海上において、東日本大震災の津波により流出・漂流した浮遊物を撤去した実績の場合には、入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、「地域精通度等における工事箇所の振興局等管内及び市町村」の「振興局等管内」を、「岩手県内」としている場合のみ、評価の対象となります。
4	受注した応急工事が、災害復旧事業（補助）に採択されているかわからない。	発注者に確認するようお願いいたします。
5	様式第3-10号は、契約書と同一職の印鑑で証明を受けなければならないのか？	契約書と同一職の公印・発注機関の所属代表者の公印どちらで証明を受けても評価の対象となります。

## 21 技術提案評価項目B・C

No	質問事項	回答
1	総合評価落札方式競争入札技術評価基準 別紙3 留意事項 ①に「以下の場合、技術評価点（技術提案評価項目A及び技術提案評価項目C）を0点とする。」とあるが、技術提案評価項目Aまで全て0点にするのは厳しすぎるのではないのか？	平成19年度の簡易1型で、技術項目の根幹であるC項目で、0点者が落札したケースがあったことから、より技術力のある業者が評価されるよう配慮したものです。
2	技術提案の評価方法はどのようにしているのか？	所属長が指名した3名の評価者の多数決方式で行うとともに、評価は企業名を伏せて審査します。
3	様式第3-3号（ <b>施工体制確認型では様式②-2</b> ）の「発注者が求める技術提案」欄に「入札公告による」と記載されているが、技術提案を提出する際に入札公告の「総合評価点算定基準」（ <b>施工体制確認型では公告文中</b> ）で示された「品質等を高めるための技術提案（個別課題）」の内容を記載すれば良いのか？	内容を改めて記載する必要はありません。
4	様式第3-2-1号～3号、様式第3-3～6号（ <b>施工体制確認型では様式②-1-1～3、様式②-2</b> ）の様式について、様式の行の高さを自由に変えていいのか？	行の高さは変えることができます。
5	技術提案は、標準型（ <b>施工体制確認型では加算点40点の場合</b> ）で課題5提案、課題以外2提案となり、提案項目ごとに評価点が得られることとなっているが、個々の提案項目ごとの得点の評価を聞くことはできるのか？	自社の提案項目ごとの評価については、入札担当を通じて問合せをいただき、対面により口頭でお答えすることとしています。 問い合わせの期限は、落札決定日の翌日を起算日として14日以内（休日を含まない。）としています。
6	技術提案評価項目B・Cへの個々の提案について、審査の結果、評価対象外となった場合は、入札前に知らせてもらえるのか？国土交通省では、そのようにしている。	岩手県では、個々の提案内容について評価対象とする・しないの審査結果を、入札前に通知することは行いません。（ <b>施工体制確認型も同様です。</b> ）
7	様式第3-2-1～3号、様式第3-3～6号（ <b>施工体制確認型では様式②-1-1～3、様式②-2</b> ）について、説明文とともに図や表を貼り付けても良いのか？	図や表の貼り付けを行っても構いません。 また、図や表の文字の大きさにも制限がありません。
8	技術提案が履行されない場合、ペナルティがあるのか？	工事成績評定でマイナス評価します。（ <b>施工体制確認型も同様です。</b> ）
9	落札した他社の技術提案内容は教えるのか？	企業秘密に当たることから、公表はできません。（ <b>施工体制確認型も同様です。</b> ）
10	技術提案評価項目B及びCの審査は、相対評価で行うとされているが、1者入札の場合はどのように評価するのか？	相対的に比較する相手がいないことから、不適切である提案以外は最高点を付与します。（ <b>施工体制確認型も同様です。</b> ）

## 22 その他

No	質問事項	回答
1	総合評価点最上位者に事後審査資料の提出が通知されるのはいつになるのか？	入札件数や入札の時間等により異なると思いますが、開札後速やかに通知します。
2	企業の施工能力について、企業合併した場合の取り扱いはどのようになるか？	<p>過去の実績を求める項目については、合併前企業の実績についても評価対象となります。</p> <p>ただし、認定基準が規定されており、合併により基準を満たさない場合が想定される以下の項目については、合併後の実績により評価します。</p> <p>(経営品質の取組)</p> <p>②ISO、いわて地球環境にやさしい事業所</p> <p>④えるぼし・プラチナえるぼし※、くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん※、いわて女性活躍認定企業等、いわて子育てにやさしい企業等</p> <p>※令和5年4月1日以降適用</p> <p>なお、合併前企業の実績を申請する場合は、事後審査における確認資料の提出時に合併を証明できる資料(合併契約書等)を添付してください。(複数項目に該当する場合は、重複提出不要)</p>